

労働保険料を正しく申告納付 するために (25年度確定用)

～労働保険制度の適正な運営のため、
正しい申告納付のご協力をお願いいたします～

★『労働保険料等算定基礎賃金等の報告』の記入にあたっての留意事項★

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間にすべての労働者に支払う予定の賃金の総額に一定の保険率を乗じて算出し、翌年度の初めに確定精算することになります。（労働者とは、臨時、パート、アルバイト、日雇いなども含まれます。ただし、雇用保険については、被保険者に該当しない者は除かれます。）

特に、本来含めるべき**労働者の算入漏れ**や**通勤手当の算入漏れ**、有期事業では**元請工事**や**追加工事の算入漏れ**が多数見受けられますので、記入にあたっては次頁以降の①～⑤をご覧ください。再度ご確認の上、お間違いのないようにご記入ください。

※ ご不明な点は、委託先の「労働保険事務組合」へおたずねください。

平成25年4月1日以降平成26年3月31日までの雇用保険率

(24.4.1施行)

| 区 分 | 項 目 | 雇用保険率 | 負 担 率 | |
|------|-------------|-------|-------|------|
| | | | 事業主 | 被保険者 |
| | 一 般 事 業 | 13.5 | 8.5 | 5.0 |
| 特掲事業 | 農林水産業・酒造の事業 | 15.5 | 9.5 | 6.0 |
| | 建 設 の 事 業 | 16.5 | 10.5 | 6.0 |

雇用保険率 (/1000)



東京労働局 労働保険徴収部 適用・事務組合課

東京労働局ホームページアドレス

<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

① 労働者

労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者をいいます。下表の「区分」に該当する者については、労災保険と雇用保険では取扱いが異なりますので、ご注意ください。

| 区分 | 労 災 保 険 | 雇 用 保 険 |
|-------------------------|--|---|
| 法人の取締役 監査役 | 原則として労働者にはなりません。 〔ただし、次の条件を満たす者は労働者として取扱います。〕 ○事業主の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ているもの | 原則として被保険者にはなりません。 〔ただし、 <u>次の条件を満たす者は被保険者になります。</u> ※〕 ○部長、支店長など従業員の身分があり、給与面からみても労働者と確認できるもの |
| 同居の親族 | 原則として労働者にはなりません。 〔ただし、次の条件を満たす者は労働者として取扱います。〕 ①事業主の指揮を受けていることが書類で確認できること (例、賃金台帳、出勤簿など) ②他の労働者と同様に扱われていること(賃金体系など) | 原則として被保険者にはなりません。 〔ただし、 <u>労災保険と同様の条件を満たす場合は被保険者となる場合があります。</u> ※〕 |
| 短時間 就労者 (パートタイマー) | すべて労働者となります。 | 1週間の所定労働時間が20時間以上で31日以上継続雇用する見込みが有る場合は被保険者となります。 |
| アルバイト | すべて労働者となります。 | 継続して就労し、賃金が家計の補助的なものでなければ、被保険者となります。 |
| 高年齢労働者 | すべて労働者となります。 | 満65歳に達した日以後に新たに雇用される者は原則として被保険者とはなりません。 〔短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。〕 |
| 派遣労働者 | すべて労働者となります。 | 登録型派遣労働者は、同一の派遣元において、1週間の所定労働時間が20時間以上で31日以上継続雇用する見込みが有る場合は被保険者となります。 |

※ 法人の取締役、監査役及び同居の親族については、ハローワークに「**兼務役員実態証明書**」、「**同居の親族雇用実態証明書**」が提出され、資格取得要件が満たされていると確認された場合、被保険者となります。

※ 出向労働者の取扱いは「⑤出向労働者」をご覧ください。

② 賃金総額

労働保険における賃金総額とは、事業主がその事業に使用する労働者に対して賃金、手当、賞与その他名称の如何を問わず労働の対償として支払うすべてのもので税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額をいいます。(一般的には、就業規則、労働契約などにより、その支払いが事業主に義務づけられているものです。)

また、保険料算定期間中(平成25年4月1日～平成26年3月31日)に支払いが確定した賃金は、期間中に支払われなくとも算入されます。

| 賃金とするもの | |
|------------------------|--|
| 基本賃金 | 日給・月給を問わず、正社員・臨時・日雇労働者・パートタイマーに支払う賃金 |
| 賞与 | 夏季・年末などに支払うボーナス |
| 通勤手当 | 非課税分を含む |
| 定期券・回数券 | 通勤のために支給する現物給与 |
| 超過勤務手当 深夜手当等 | 通常の勤務時間以外の労働に対して支払う残業手当等 |
| 扶養手当・子供手当・家族手当 | 労働者本人以外の者について支払う手当 |
| 技能手当 特殊作業手当 教育手当 | 労働者個々の能力、資格等に対して支払う手当や、特殊な作業に就いた場合に支払う手当 |
| 調整手当 | 配置転換・初任給等の調整手当 |
| 地域手当 | 寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当等 |
| 住宅手当 | 家賃補助のために支払う手当 |
| 奨励手当 | 精勤手当・皆勤手当等 |
| 物価手当 生活補給金 | 家計補助の目的で支払う手当 |
| 休業手当 | 労働基準法第26条に基づき、事業主の責に帰すべき事由により支払う手当 |
| 宿直・日直手当 | 宿直・日直等の手当 |
| 雇用保険料 社会保険料等 | 労働者の負担分を事業主が負担する場合 |
| 昇給差額 | 離職後支払われた場合で、在職中に支払が確定したものを含む |
| 前払い退職金 | 支給基準・支給額が明確な場合は原則として含む |
| その他 | 不況対策による賃金からの控除分が労使協定に基づき遡って支払われる場合の給与 |

| 賃金としないもの | |
|----------------------------------|--|
| 役員報酬 | 取締役等に対して支払う報酬 |
| 結婚祝金・死亡弔慰金・災害見舞金・年功慰労金・勤続褒賞金・退職金 | 就業規則・労働協約等の定めの有無を問わない |
| 出張旅費・宿泊費 | 実費弁償と考えられるもの |
| 工具手当 寝具手当 | 労働者が自己の負担で用意した用具に対して手当を支払う場合 |
| 休業補償費 | 労働基準法第76条の規定に基づくもの法定額60%を上回った差額分を含めて賃金としない |
| 傷病手当金 | 健康保険法第99条の規定に基づくもの |
| 解雇予告手当 | 労働基準法第20条に基づいて労働者を解雇する際、解雇日の30日以前に予告をしないで解雇する場合に支払う手当 |
| 財産形成貯蓄等のため事業主が負担する奨励金等 | 勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の財産形成貯蓄率を援助するために事業主が一定の率又は額の奨励金を支払う場合(持株奨励金等) |
| 会社が全額負担する生命保険の掛け金 | 従業員を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの |
| 持家奨励金 | 労働者が持家取得のため融資を受けている場合で事業主が一定の率又は額の利子補給金等を支払う場合 |
| 住宅の貸与を受ける利益(福利厚生施設として認められるもの) | 但し、住宅を貸与されない者全員に対して(住宅)均衡手当を支給している場合は、貸与の利益が賃金となる場合がある |

③ 高年齢労働者に係る雇用保険料免除

保険年度の初日（4月1日）において満64歳以上の被保険者は、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除き、雇用保険の保険料が被保険者負担分及び事業主負担分ともに免除されます。なお、昭和30年4月1日までに生まれた船員の被保険者については、船員保険（失業部門）と雇用保険の統合に伴う経過措置が講じられます。ただし、労災保険に係る保険料については、免除されません。

（早見表）

| 免除年度 （確定保険料） | 一般被保険者 対象生年月日 | 船員被保険者 対象生年月日 |
|-----------------|-------------------|-------------------|
| 平成24年度より免除 | 昭和23年4月1日までに生まれた人 | 昭和26年4月1日までに生まれた人 |
| 平成25年度より免除 | 昭和24年4月1日までに生まれた人 | 昭和27年4月1日までに生まれた人 |
| 平成26年度より免除 | 昭和25年4月1日までに生まれた人 | 昭和27年4月1日までに生まれた人 |

※ 「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の(7)欄の合計のうち上記にあたる労働者がいる場合は、(8)欄に内数で記入してください。

④ 日雇労働被保険者を雇用した事業主

雇用保険印紙を貼付する日雇労働者を雇用した場合には、印紙保険料の他に労災保険料と雇用保険料も納付することになりますので、労災保険と雇用保険双方の「賃金総額」に算入してください。なお、日雇労働被保険者は上記③高年齢労働者に係る雇用保険料免除対象にはなりません。

⑤ 出向労働者

労災保険……出向労働者が出向先事業の組織に組み入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金を含めて計算し、出向先事業場で適用してください。

雇用保険……出向元と出向先の2つに雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するために必要な主たる賃金を受けている側の雇用関係についてのみ被保険者となります。

☆東京労働局からのお願い

下記の項目に当てはまる場合は、速やかに委託先の労働保険事務組合へご連絡ください。

- 1 主たる事業内容が変わった場合
- 2 労働者の採用、退職等の異動があった場合

(電算用)

※ 記入方法の詳細につきましては「労働保険事務組合」におたずねください。
なお、「労働保険事務組合」の指定した期日（厳守）までに提出してください。
捺印及び記入内容をもう一度確認してください。

組様様式第5号

労働保険料等算定基礎賃金等の報告

100-△△△△

千代田区九段南〇-〇-〇

(株)労働出版

労働 二郎

事業場 TEL

労働保険番号

府県 同家 管轄 番号 番号 番号 番号 番号 番号 番号 番号
1 3 3 0 1 9 0 0 0 0 0 0 0 1

雇用保険事業所番号

1 3 0 1 0 0 0 0 0 0 0

事務組合名

〇〇事務組合

(TEL : 03

xxxx-xxxx)

3. 事業の概要 9703 出版業

4. 特掲事業 2
1. 該当する
2. 該当しない

5. 新年度賃金見込額
1. 前年度と同額
2. 前年度と変わる
3. 委託解除年月日

6. 延納の申請
1. 一括納付
2. 分割(3回)

見込額が前年度の賃金総額の倍増又は半減しない場合は「1. 前年度と同額」に〇をつけてください。

平成 25 年 4 月 1 日現在満 64 歳以上で保険料の免除となる者が対象となります。

通勤総額には通勤手当(非課税分も含む)及び通勤定期券・回数券等の現物給付も含まれます。

被保険者欄には、臨時労働者のうち被保険者となるパートタイマーと(8)の高年齢労働者分が含まれます。

「各月の人数欄」労災は使用労働者数、雇用は被保険者数を月末(給与締切日があるときはその月末直前の締切日)ごとに記入してください。

パート・アルバイト等はすべて対象となります。

| 項目 | 1. 労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金 | | | | 2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金 | | | |
|---------|--------------------------|----------------|-----------|-----------|--------------------|-----------------|--------|---------------|
| | (1) 常用労働者 | (2) 役員で労働者扱いの者 | (3) 臨時労働者 | (4) 合計 | (5) 被保険者 | (6) 役員で被保険者扱いの者 | (7) 合計 | (8) うち高年齢労働者分 |
| 月別 | 人数 | 支払賃金 | 人数 | 支払賃金 | 人数 | 支払賃金 | 人数 | 支払賃金 |
| 4月 | 8 | 1,721,847 | 5 | 340,000 | 13 | 2,061,847 | 8 | 1,721,847 |
| 5月 | 8 | 1,721,782 | 5 | 340,000 | 13 | 2,061,782 | 8 | 1,721,782 |
| 6月 | 8 | 1,720,560 | 5 | 340,000 | 13 | 2,060,560 | 8 | 1,720,560 |
| 7月 | 8 | 1,720,350 | 5 | 340,000 | 13 | 2,060,350 | 8 | 1,720,350 |
| 8月 | 7 | 1,518,631 | 5 | 340,000 | 12 | 1,858,631 | 7 | 1,518,631 |
| 9月 | 7 | 1,525,120 | 3 | 180,000 | 10 | 1,705,120 | 7 | 1,525,120 |
| 10月 | 7 | 1,687,385 | 3 | 180,000 | 10 | 1,867,385 | 7 | 1,687,385 |
| 11月 | 8 | 1,723,070 | 3 | 180,000 | 11 | 1,903,070 | 8 | 1,723,070 |
| 12月 | 8 | 1,725,263 | 3 | 180,000 | 11 | 1,905,263 | 8 | 1,725,263 |
| 1月 | 7 | 1,673,510 | 3 | 180,000 | 10 | 1,853,510 | 7 | 1,673,510 |
| 2月 | 7 | 1,673,730 | 3 | 180,000 | 10 | 1,853,730 | 7 | 1,673,730 |
| 3月 | 8 | 1,705,505 | 3 | 180,000 | 11 | 1,885,505 | 8 | 1,705,505 |
| 前年等 6月 | 8 | 2,645,000 | 2 | 50,000 | 10 | 2,695,000 | 8 | 2,645,000 |
| 前年等 12月 | 8 | 2,938,000 | 2 | 80,000 | 10 | 3,018,000 | 8 | 2,938,000 |
| 前年等 月 | | | | | | | | |
| 合計 | | 25,699,753 | | 3,090,000 | 11 | 28,789,753 | 7 | 25,699,753 |

法人の役員等の取扱いは①労働者のページを参照してください。

法人の役員等の取扱いは①労働者のページを参照してください。

| | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 11月平均的支払賃金 | 28,789,753 | 11月平均的支払賃金 | 25,699,753 |
| 12月平均的支払賃金 | 28,789 | 12月平均的支払賃金 | 2,540,000 |

| | | | | | | | |
|-------------|------------|-----------|-----------|-------------|------------|-----------|-----------|
| 9. 特別加入者の氏名 | 10. 承認された日 | 11. 承認する日 | 12. 承認する日 | 9. 特別加入者の氏名 | 10. 承認された日 | 11. 承認する日 | 12. 承認する日 |
| 労働 二郎 | 20000 | 12 | 20 | 労働 京子 | 10 | 10 | 0 |
| 労働 一郎 | 16000 | 12 | 20 | | | | |

| |
|---------------------------|
| 13. 雇用保険料免除高年齢労働者氏名(生年月日) |
| 事務 太郎 (明・大・昭 19・5・5) |
| (明・大・昭 . . .) |
| (明・大・昭 . . .) |

上記のとおり報告します。

平成 年 月 日 事業主氏名 労働 二郎 事業主控

(8) 欄に記入したものの氏名・生年月日を記入してください。

平均人数が小数点以下については切り捨ててください。(ただし、1名未満は1名としてください。)
※平均人数に「賞与人数」は含めません。

作成者氏名 徴収 花子

労働保険料等算定基礎賃金等の報告

(下書き用)

労働保険番号

| | | | | | |
|----|----|----|------|-----|----|
| 府県 | 所管 | 管轄 | 基幹番号 | 枝番号 | 桁数 |
| | | | | | |

雇用保険事業所番号

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

殿

事務組合名

事業場 TEL

(TEL :)

※ こちらの用紙に下書きした上で、労働保険料等算定基礎賃金等の報告に転記してください。

| 項目 月別 | 1. 労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金 | | | | | | | | 2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金 | | | | | | | |
|----------|--------------------------|------|--|------|--|------|--|------|--|------|--|------|------------------------------------|------|--|------|
| | (1) 常用労働者 | | (2) 役員で労働者扱いの者 <small>(業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事している者等(兼職参加))</small> | | (3) 臨時労働者 <small>(パートタイマー、アルバイト等)</small> | | (4) 合計 <small>((1)+(2)+(3))</small> | | (5) 被保険者 <small>(日本労働基準法に定められた賃金を含む。なお、パートタイマー、アルバイト等雇用保険の適用除外者とならない者を除く(兼職参加))</small> | | (6) 役員で被保険者扱いの者 <small>(給与支払等の面からみて労働者) (性格の強い者等(兼職参加))</small> | | (7) 合計 <small>((5)+(6))</small> | | (8) うち高齢労働者分 <small>(年度の初日において満64歳以上の者)</small> | |
| | 人員 | 支払賃金 | 人員 | 支払賃金 | 人員 | 支払賃金 | 人員 | 支払賃金 | 人員 | 支払賃金 | 人員 | 支払賃金 | 人員 | 支払賃金 | 人員 | 支払賃金 |
| 4月 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5月 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6月 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7月 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8月 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9月 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10月 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11月 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1月 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2月 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賞与等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賞与等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賞与等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ※8 | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---------------|----------|--------------|-------------|---------------|----------|--------------|-------------|---------------|----------|--------------|---------|
| 9. 特別加入者の氏名 | 10. 承認された基礎日額 | 11. 適用月数 | 12. 希望する基礎日額 | 9. 特別加入者の氏名 | 10. 承認された基礎日額 | 11. 適用月数 | 12. 希望する基礎日額 | 9. 特別加入者の氏名 | 10. 承認された基礎日額 | 11. 適用月数 | 12. 希望する基礎日額 | ※7. 予備欄 |
| | | | | | | | | | | | | 1期 |
| | | | | | | | | | | | | 2期 |
| | | | | | | | | | | | | 3期 |

| | | |
|---------------------------|----------------|----------------|
| 13. 雇用保険料免除高齢労働者氏名 (生年月日) | | |
| (明・大・昭 . . .) | (明・大・昭 . . .) | (明・大・昭 . . .) |
| (明・大・昭 . . .) | (明・大・昭 . . .) | (明・大・昭 . . .) |

上記のとおり報告します。
平成 年 月 日 事業主氏名

事業主控

のたつては、3枚目裏面を留意のうえ、別添「記入のしかた」をよく読んで記入してください。

作成者氏名